

## 鎌倉市公共施設再編計画策定委員会条例

### (趣旨及び設置)

第1条 この条例は、本市の公共施設の再編を効果的かつ効率的に推進するため、公共施設再編計画の策定に関し調査審議を行う鎌倉市公共施設再編計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (組織)

第2条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験を有する者、公共的団体が推薦する者又は市職員のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

### (任期)

第3条 委員の任期は、委員会の所掌事項の処理が終わるまでの期間とする。

2 前条第2項の規定による身分又は資格に基づいて委員に委嘱され、又は任命された者がその身分又は資格を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

### (委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

### 付 則

この条例は、公布の日から施行する。